（様式第２）

平成 年 月 日

　法人にあっては名称

及び代表者の氏名 　宛

　　　　　　　　日本ＬＰガス団体協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　名

平成　　年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガス流通合理化・指導支援事業のうち石油ガス配送合理化推進事業に係るもの）補助金交付決定通知書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガス流通合理化・指導支援事業のうち石油ガス配送合理化推進事業に係るもの）業務方法書第１０条第２項の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成　　年　　月　　日付けにて申請があった平成　　年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガス流通合理化・指導支援事業のうち石油ガス配送合理化推進事業に係るもの）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとする。

２．当該申請案件の補助金交付番号は、○○○○○○○番とする。

３．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 金　　　　　　　　　　　　　　円

補助対象経費 金　　　　　　　　　　　　　　円

補助金の額 金　　　　　　　　　　　　　　円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費

及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

４．補助対象経費の項目ごとの経費及び補助金の額は、交付申請書記載のとおりとする。

５．補助金の額の確定は、補助対象経費の項目ごとの経費の実支出額の合計額に補助率を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか低い額とする

６．補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガス流通合理化・指導支援事業のうち石油ガス配送合理化推進事業に係るもの）業務方法書の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意す

ること。

（１）適正化法第１７条の規定による交付決定の取消し、第１８条の規定による補助金等の返還及び第１９条第１項の規定による加算金の納付。

（２）適正化法第２９条から第３２条（地方公共団体の場合は第３１条）までの規定による罰則。

（３）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

（４）当会の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

（５）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

７．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、業務方法書の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。